HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 16(1), 161-166
Issue Date	1965-10-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16063
Type	other
File Information	16(1)_p161-166.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

（昭和四〇年四月～昭和四〇年八月）

一、四月一六日（金）午後一時三〇分より

○「唐末五代の文臣と武臣」　報告者　西川正夫

出席者　一六名

わが国では武家（幕府）政治が長く続いたが、中国では一貫して文臣が武臣より尊ばれ、権力を握る伝統があるようだ。その伝統が、中国の戦国時代ともいわれる「唐末五代」にも底流としてあったらしい。近代的文民優位の原則と関連は全くないのかなど考えつつ、興味をもつてきく。

二、五月一四日（金）午後一時三〇分より

○「内外学界情報」　報告者　各部門より一名

懇談部門および発話者

政治学（松沢）、公法学（今村・深瀬）、刑法学（小暮）、私法学・経験法学（米倉）、民事訴訟法学（小山）、法社会学（能勢）、法哲学（中村・能勢）、比較法学（五十嵐）、日仏法学（中村）、英米法学（熊本）、その他。

出席者　二五名

非常に盛り沢山で、やや忙がし過ぎたが、法学・政治学全般の現況や将来につき一応のイメージをえた。若干のヒントもあった。あまりにも専門化し過ぎてこった頭のあんまとして時々必要だろう。

三、五月二八日（金）午後一時三〇分より

○「サムエルフソン・宗教と経済行動――マックス・ウェーバー批判」（Samuelsson, Religious economic action, a critic of Max Weber 1957, tr, 1961）

紹介・書評　荒木俊夫

出席者　一三名

ウェーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」に対する著者の批判を中心に紹介、その批判の妥当性について、懇談。

四、六月一一日（金）午後一時三〇分より

○「憲法第九条と日本の防衛――米国の極東戦略を中心として――」

報告者　永井陽之助

出席者　二一名

日本国憲法第九条制定の背景に在って、四つのグループに分れて対立していた米国の極東政治・戦略思想（マカーサー・ニューデーラー、国務・国防省、ボートン・グループ。ケナンら国務省政策作成顧問）の紹介にはじまり、その後の米国の極東戦略の推移とわが国の防衛のあり方に論及、豊富斬新な立論に大いに啓発された。アメリカ的発想に立っているのではないかとの批評もあったが、この感想を裏づける具体的

論証はなかった。平和や防衛の問題について、改めて冷静・本格的に勉強する心要を痛感させられた。

五、六月二五日（金）午後一時三〇分より

○「自己防衛権の国際法的・国内法的側面」

報告者　国際法上の自衛権　鳥居信之
　　刑法上の正当防衛　小暮得雄

出席者　一六名

国際法上の自衛権が極めて伸縮性に富む概念であることを歴史的事例に即して詳細に紹介、第二次大戦後（自衛権を拡張する傾向にある）現在の状況は第一次大戦後と基本的には変らないと指摘し、従来の自衛権概念の根本的再検討の必要を示唆する。刑法上の正当防衛概念が、歴史的にみて、「自然の法」として出発し、次第に「つくられた法」として拡張されたこと、またその適用例について緻密な解説があった。相対比して興味深い。

研究会終了後、小暮助教授渡独歓送パーテーを行なった。

六、七月九日（金）午後一時三〇分より

○「ドイツにおける法学教育」　報告者　小山昇

出席者　一三名

ドイツの法学部の教育の仕方・内容について、ハンブルグ大学の講義等課目および時間表を例示しつつ、詳細な説明を受けた。主講義・補充講義・練習（ユーブング）・演習（ゼミナール）・自由討論（コロキウム）・司法試験受験用模擬試験等わが国とずいぶん違ったところあり。司法試験受験準備の要素が強い由。ドイツ法曹のライトビルト（理想像）は、真実をみぬく力をもった正義感の鋭い社会的事象を理解する力のある法律的構成力をもった決断力ある人間……だとのこと。学生の多くは悪しき実利主義で浅薄な法技術者になりそう、となげかれる向あり。複雑多岐な現代法を理解させ、しかも「想想像」の法曹たることを要求することができるか。教育過程全体にまで及ぶ問題であろう。フランスおよびわが国の法学教育についても話し合う。

○　七月二二日（木）午後一時半より四時半まで、金沢先生を囲んで法学会員親睦の碁会を行なった。クラーク会館合宿室に集うもの一〇名、新進某助教授が「強い」ことがわかったり、某教授の「ゴビの砂漠包囲作戦」（成功？）の雄大さに金沢先生も「ホホウ」と感心されるなど……懇親の三時間であった。

七、七月二三日（金）午後三時三〇分より六時まで。

○「アメリカにおける法学教育について」懇談

発話者　平出慶道
　　金沢良雄

出席者　一八名

アメリカのロー・スクールは、四年の大学を終えて後の過程で、実務教育に徹底している。ガチ勉をやらねばついてゆけない。大学にはそもそも勉強の好きなものがゆき、ものすごい勉強をするところと一般に考えられている。日本のよう

なトコロテン式はゆるされない。ケース・メソド、プロブレム・メソド、クリニカル・メソド、レクチャー・メソド、セミナーとそれぞれのやり方について説明を受け参考になった。教授は教育に非常に熱心、七年に一ぺん有給休暇あり、フルに研究できるのはうらやましい。また、例えば原子力法についてセミナーはあらゆる法律分野の教授が協力、工学・理学部からも招へいして共同研究をやる由。なおアメリカの政治学教育についても富田教授より紹介あり。わが法学部の教育の仕方・カリキュラム等について、本格的に再検討し、改革充実を企てる機が熟してきたようだ。

北海道大学法学部公法研究会記事

（昭和四〇年四月～昭和四〇年八月）

一、五月二十一日（金）判例研究

○ 行政手続における適正手続の保障（判例時報三六一号　一六頁）　栃内昌子

○ 村民の村道使用関係の性質　ほか（判例時報三六二号　二六頁）　鳥居信之

○ 小学児童の教科書代を、父兄に負担させることは憲法に違反するか（判例時報三六三号　九頁）　秋山義昭

二、六月十日（木）判例研究

○ 保険金の受取人を実質的に判断して贈与税の決定を違法とした例（判例時報三六四号　二三頁）　中村良一

○ 市長の手形行為能力　ほか（判例時報三六四号　三〇頁）　能本信夫

○ 違法な青色申告書提出承認取消処分を、国税局長が税務署長の認定事由と異なる事由で維持することの許否（判例時報三六六号　二四頁）　小岩洋

○ 国有普通財産の貸付契約と借地法の法定更新（判例時報三六六号　二九頁）　古川邦雄

三、六月二四日（木）判例研究

○ 共産党幹部の歳費等請求事件（判例時報三六七号　一三頁）　笹川紀勝

○ 利害関係を有する者が農地委員会長として関与してなされた、自創法三条に基づく農地買収計画樹立決議の効力（判例時報三六七号　二三頁）　千葉瑞穂

○ 千葉工大の紛争調停申立却下処分事件（判例事報三六八号　二頁）　中村睦男

四、七月二日（金）判例研究

○ 市長村長の家賃台帳登載行為と行政訴訟（判例時報三六八号　二六頁）　今村成和

○ 公法人に属する公法上の債権者代位（判例時報三九号　三八頁）　深瀬忠一

○ 滞納処分による動産差押の黙示的解除（判例時報三七二号　二〇頁）　栃内昌子

五、七月十六日（金）判例研究
○　東京駅八重州口区画整理区域決定等取消請求事件（判例時報三七三号　七頁）　鳥居信之
○　自動車運転免許取消処分が違法でないと認められた事例（判例時報三七四号　二頁）　秋山義昭
○　勤評長野方式違憲訴訟判決（判例時報三七四号　八頁）　中村良一

北海道大学法学部刑事法研究会記事

（昭和四〇年四月～昭和四〇年八月）

一、五月二十二日（土）判例研究
○　供述者の所在不明を理由として刑訴三二一条一項二号により検察官の面前調書を証拠として採用しこれを取調べたところ、その後供述者の所在が判明した場合につき、
(1)　「所在不明」の立証の程度及びその方法
(2)　右供述調書の証拠能力は、供述者の所在判明により何らかの影響をうけるか
(3)　所在判明後右供述者を証人として取調べることの要否
(3)　「所在不明」による二号書面についての「特信情況」の立証方法
(5)　その他裁判所のとるべき措置として問題となる点
猪瀬俊雄

二、五月二五日（火）最高裁判所判例研究
○　爆発物取締罰則第一条にいう「人ノ財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル」罪の構成要件（刑集一八巻一号　一頁）　栃内昌子
○　傷害致死の原因たる暴行にあたるとされた事例（刑集一八巻一号　三一頁）　千葉瑞穂
○　刑法第一八九条の「発堀」の意義（刑集一八巻三号　九九頁）　古川邦雄

三、六月八日（火）最高裁判所判例研究
○　売春防止法第一一条第二項の「売春を行う場所を提供することを業とした者」にあたるとされた事例（刑集一八巻二号　四三頁）　後藤徹
○　道路交通法第二条第一八号にいわゆる「駐車」にあたるとされた事例（刑集一八巻三号　八五頁）　小暮得雄
○　あん摩師はり師きゅう師及び柔道整復師法第一二条にいう「医業類似行為」という事の概念が明確でないかが問題とされた事例（刑集一八巻四号　一四四頁）　鳥居信之

四、六月二六日（土）判例研究
○　既遂後の窃盗犯人と共同して賍物を運搬した者は本犯が賍物罪に問われなくとも賍物運搬罪の責を免れない（昭和三五年一二月二二日最高裁決定、昭和三九年一月二九日札幌地裁判決）　千葉健夫

五、七月六日（火）最高裁判所判例研究

○ 犯罪後の法律による刑の変更と事物管轄（刑集一八巻二号四八頁）　松田　武

○ 刑法第七条の公務員に該るとされた事例（刑集一八巻五号二三六頁）　中村良一

北海道大学法学部政治学研究会記事

（昭和四〇年四月～昭和四〇年八月）

一、読書会（毎月二回輪番制）

○ Bernard Crick ; In defence of politics.

二、七月一四日（水）

○ C・E・ブラック教授を囲む座談会

「近代化をめぐる諸問題」

三、八月七日（土）

「伊藤博文の政治思想」　松沢弘陽

北海道大学法学部民事法研究会記事

（昭和四〇年四月～昭和四〇年八月）

一、五月七日（金）最高裁判所判例研究

○ 抹消回復登記につき「登記上利害ノ関係ヲ有スル第三者」に当らないとされた事例（民集一八巻六号　一一九八頁）　半田正夫

○ 知事の許可を条件とする農地の売買契約においてこれを転売したときには売主は転買人のために右許可の申請手続をする旨の合意の効力（民集一七巻一一号　一五四五頁）　米倉　明

○ 民法第七七〇条第一項第二号にいう悪意の遺棄に当らないとされた事例（民集一八巻七号　一四六一頁）　石川恒夫

○ 民法第八一四条第一項第三号の離縁原因にあたらない事例（民集一八巻七号　一三〇九頁）　山畠正男

二、五月二十一日（金）最高裁判所判例研究

○ 小学校教育の期限付任用が適法とされた事例（民集一七巻三号　四三五頁）　佐保雅子

○ 教育職員免許状の失効と教育職員の失職（民集一八巻三号四一一頁）　佐保雅子

○ 銀行が商法第一八九条第二項に基づいて負担する債務は商事債務か（民集一八巻四号　六三五頁）　藤原雄三

○ 結納の返還義務がないとされた事例（民集一八巻七号　一三九四頁）　藪　重夫

○ 養子縁組の追認と民法第一一六条但書の類推適用の有無（民集一八巻七号　一四二三頁）　中川良延

三、六月四日（金）最高裁判所判例研究

○ 民法第七二二条第二項により被害者の過失を斟酌するについて必要な被害者の弁識能力の程度（民集一八巻五号　八五四

頁）　大淵武男

○ いわゆる署名代理の方法により振り出された約束手形を本人みづから振り出したものと信じた場合における民法第一一〇条の類推適用の有無（民集一八巻七号　一四三五頁）　松田武

○ 催告および右催告期限徒過を停止条件とする契約解除の意思表示が右期限後に到達した場合に催告および解除の意思表示が有効とされた事例（民集一八巻九号　二〇二五頁）　川井健

四、六月一八日（金）最高裁判所判例研究

○ 建物を所有して土地を権原なく占有する者が建物居住者において建物を明け渡さないため土地の返還ができなかった場合にも土地不法占有による損害賠償責任を負担とするとされた事例（民集一八巻六号　一一二〇頁）　菅原勝伴

○ 知事の許可を条件とする農地所有権移転登記手続請求の適否（民集一八巻七号　一四〇六頁）　竹江禎子

五、七月二日（金）最高裁判所判例研究

○ 受益者が詐害行為の目的不動産に抵当権を設定した場合と右詐害行為取消請求（民集一八巻六号　一〇七八号）　後藤徹

○ 手形を所持しない手形権利者の裁判上の請求と時効中断の有無（民集一八巻九号　一九五二頁）　藤原雄三

○ 実在しない法人の代表者名義で約束手形を振出した者の責任（民集一七巻一一号　一四〇一頁）　近藤弘二

○ 農地賃貸借契約の成立が否定された事例（民集一七巻一二号　一八二七頁）　米倉明

六、七月一六日（金）最高裁判所判例研究

○ 期間の定めのない建物賃借と民法第三九五条（民集一八巻五号　七九五頁）　五十嵐清

○ 不法行為による死亡に基づく損害賠償額から生命保険金を控除することの適否（民集一八巻七号　一五二八頁）　藪重夫